

印

学校において予防すべき感染症

種	病 名	出席停止の期間の基準	分類の考え方
第 1 種	・エボラ出血熱 ・クミリア・コンゴ出血熱 ・痘そう ・南米出血熱 ・ペスト ・マールブルグ病 ・ラッサ熱 ・急性灰白髄炎 ・ジフテリア ・重症急性呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る) ・中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る) ・特定鳥インフルエンザ (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう)	○治癒するまで	感染力・罹患した場合の重篤性等において危険性がきわめて高い感染症
第 2 種	・インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く) ・百日咳 ・麻疹 ・流行性耳下腺炎 ・風しん ・水痘 ・咽頭結膜熱 ・結核 ・髄膜炎菌性髄膜炎	○発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く) ○特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ○解熱した後三日を経過するまで ○耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで ○発疹が消失するまで ○すべての発疹が痂皮化するまで ○主要症状が消退した後二日を経過するまで ○病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	飛沫感染する感染症で、児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高いもの
第 3 種	・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・腸チフス ・パラチフス ・流行性角結膜炎 ・急性出血性結膜炎 ・その他の感染症	○病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの